従

これ

らの

政

以策も市

前

が主体となる事例

が増えた。

景

観

関

連

政策につい

て具体的にみると、

ح

の時期に特徴的なのは、

平成十六 (二〇〇四)

第三節 成熟社会における景観緑化政

人口 減少下の 緑地 公園管理と景観づくり

て取り上げられることが増えた。 この時代の緑地、 そして管理 景観政策の状況 などを困難にし、 公 ح 方で、 の い時期、 地方都市で顕著なものとなりつつあった人口 日本社会においては経済状況の改善の兆しがみられるように また、 全国的 少子高齢化等に伴う農業や林業従事者の減少が地方の にも公園や市街地などの小規模緑地や農地 減少は、 の 公園 保全や管理 利 崩 農地 者の なっ が 課題 た。 減 の 耕 少を招 その 作放 とし

棄地の増加や管理が不十分な森林を生み出し、

防災上の懸念や景観の悪化などを誘発した。

理 般 化の進展とあわせて、 棄地などの問題が浮上する。そのような中、 落ち着きを取 に に 兵 より、 大規模に新しい 庫 県についてみると、 その り戻しつつある時期で)潜在-ものをつくり出すというよりは、 力を最大限 空き家や空き地の増加、 この時期は阪神・ に引き出すと あ つ た。 県政レベルで景観や緑地、 淡路大震災から一〇年を経過し、 県内でも人口減少が始まり、 13 う方向に舵を切っ さらに近隣公園など小規模公園の管理 既存の物的、 た。 人的資源を活用したり、 さらには、 公園に関する政策をみてみると、 郊外での開発圧 課題は残され 全国 的な地 や、 力も弱ま 森林管理、 地方分権 7 適切な保全や管 は 11 の流 ŋ たも 耕作放 高齢 れ 0 全 ic 0

年に施行された

組 景観保全、 た。 や景観法に 景観法に伴う景観行政 は全県的に広がりをみせた。 県は、 広域の景観形 基づく景観 各市などの自主的な取組を尊重する立場をとり、 団 行政 ル成や協議 体 寸 ^ 体 の 議 移行と地 例えば、 ^ のため の 移行により、 の枠組み作り、 芦屋市では全市 域 独自 の 景観 主体的に景観行政 許 さらに広域の -域を景観地区に導入するなど特徴 画の策定である。 景観法による市町 を担う 景観に関する上位計 市 県内 が 増 独自の計画を持 に お 加するなど、 c s ても、 画 的 ~ ~ な動きが 自 主条 たな 行政 スタープラン) E 例 み 地 ょ 0 制定 る取 域 b 0

都 0 :市域では また、 策定に注力した。 緑化につい 「県民まちなみ緑化事業」で、 てみると、 県民緑税を活用 県民の参画と協 して都 市域と郊外で同時並 働 の 理念に基づく緑化活動が推進され、 行的 に緑化が 進 心められ た。 多くの 特

街

地

の緑:

化が

進

め

5

ħ

た。

同

時

に

環境の保全と創造に関する条例

の

改 市 に



地域住民や児童による植栽 写真 90

ング 正に 開されるなど、 関する総合計画が策定されたり、 また、 より、 0 施 公園 工事 建物や 関 例が大きく増えた。 主に 連行政に その 市街 周 辺 地 つ の i s 0 緑化 てみると、 緑量を増やす取組が大きく進められ この 県内各地で花緑に関する普及啓発活 が義務づけら 他に 尼崎 も花緑創造プランなど県土緑 中 中央緑地、 丸 屋 上緑化やグラス 丹 波 並 木道 中 央 動 公園 化 が 1 展 丰

公園の存続、 c s くつ そして管理の在り方に関する議論が本格化した。 か の大規模 な都市公園 や都 市緑地 が 開設される一 方で、 地 域 0

二 景観政策の展開

を持 詳しくみる。 前 増 制 か 況 十六年十月 者 加 定された。 は つ 積 地 に たな した。 たためである。 慢極的運用 既形成条例 つい 域 に 13 その より て、 地 域 に これにより、 单 はこれを受けて景観形成等基本方針を改訂した。 、異なるため、 を制 景観 県は平成二十五年に の で県政に フ 定 そのため各自治体で取組 オ 法 口 L が制定されるまでの 1 県内 積極 お け そ 全国 的 れ る景観に でもこの から個別 に 景観 律 「景観 0 が対す 法律 法律 別 の整備や保全の 段階 の の 形成等 景観計 る取組 に基づく景観行政団 0 でなく、 内容も異なってい で、 既に 画 0 に関する条例」 方向 の上 地 取組 全国 域 位計 性 0 実情 で五 を行 が大きく変化 画ともなり得るマ ここでは県景観条例 00 た。 体となり、 に応じて制定できる条例 ってきた。 (以下、 |弱の自治 そのような中、 した。 県景観条例) 独自の 歴史的: 体が自主条例として景観 スタ す な 景観計 町 ープラン 平成十六年に 並みを含 の改正の わ を改正し、 ち 画 0 方 独 を策定する 骨子 0 が対 自 め た景観 策定で 0 さら 景観 ĸ 景 応 っ Ū 観 に 、 ある。 市 やす 条例 法 計 0 <u>꾚</u> 状 7 が が 画

等の複 また沿 広 複 に 域 数 伴 まず、 景観形 0 市 数 道 各 広 景 町 0 市 域 成協議会である。 をまたぐも 観 地 景観 形 0 町 既 域に広がるエリアを対象に良好な景観を守り、 成 形 存 地 成地 0 区 風 のであり、 は 景 域が導入された。 広 形 域 成地 これは県と該当する市町が 景 観 必然的 区 形 成 例 地 えば円山 に異なる市 域 これは従来 沿 :道型) 川下 町 蕳 流域 の景観 に 構成員となり、 0 移 調 や但 行 整 形 L 馬海 またこれを創出するため 成 が必要となる。 た。 成地区に 岸地 ح の 加えて、 広域景観形成 域 広 域 は 広域! 景 その 観 景観 新たに幹 形 調 成 地 整 形 地 Ó 域 0 成 域 主体 線沿 の 地 制度である。 は 範 域 とな 囲 道 そ (風景型) 0 行為 つ 洄 性 たの ΪĬ 質 これ 0 流 に 上 制

61

景観

基準に

適合するよう指導や

助言を行う。

さらに

県は

市

虰

が

実施する景観

0

形

成に

関

す

る施策を支援する

ま

た

協

議 会の

結果を踏まえ、

県などは景観基準を策定

地

域

内で一

定の行為を行う場合

に

温

出を求

限 に

関する事

項

(景観基準等)、

その

他広域景観

の 形

成を図るために必要な事項などを定めた。

i i (平成19年度、 写真 91 県景観形 西脇小学校 成重要建造物等) 活 重 P が 景 要建造物等として保存活用を目的に 西 観 用

るも とともに、 次に、 よう努力義務が の 建築物などの外観 に分けることができる。 景観支障建築物等 総合的 求められる。 な調整を図 がが 破損や腐食などの管理不全とならないようにすることが義務づけら の る。 前者 対応である。 方、 15 後者につい お (V 7 これ は ては、 は 建築物等の 県土全域と特に良好な景観 景観形成地区全域及び広域景観形 外観 が 周辺の 良好 な景観 形 成 がが に対 必要な区 成 して支障 地 域に ń 域 の とな 限定され 部 ら に お

引き下げるも を行うため さらに、 周辺 Ō 自 つであっ の土 然環境豊か 地 利 た 用 な地 0 状 域等 況を踏まえた大規模建築物等 に お 61 て、 届出を必要とする規模 0 適 切 な景 の 基 観 進 誘導

創設、 その 脇 形 支援制 小学校 成重 他にも、 され、第 要建造物に 度 0 (十九年度)など合計九八件が指定されている。 一次指定の十七年度から三十年度の間に神戸栄光教会(十七年 現行制 創設や景観影響評 度の 0 c J が拡充・ ては、 平成十六年の 見直しとして、 価 手 続 の — 部合理: 県景観条例改正に 景観形 化などが 成重要建造物等 進 また、 め より 5 ħ 景観 ·指定制^{*} 0 形 保存 また、 度 成

現状変更等を行う際に、

建築基準法

に適

成 を

する方針を読みとることができる。



か景観形成地区)

0

例えば、

歴史的景観形成地区につい

てみると、

平

成

定され、

それぞれに

お

61

てガイドライ

ンが多く作成され

た

の 形

もこ

0 区

時

期

合させることが困難である場合に、

その適用を除外するための

制

度とし

て認定景観形成重

一要建造物制度が新たに創設された。

方で、

従来の

景観形

成

地

区

制

度に基づい

、て各種

の

景観

成

地

が

指

件も

合わせると九件に

上る。

その

内容をみると、

建 物

0)

高

さや

屋根勾

年から三十年の 特徴といえる。

間

に指定されたもの

が七件あり、

市指定に移行した二

外壁

の色や意匠なども細かく定められてい

新温泉町浜坂味原川周辺地区(まちな

平成十八 など特別ではないとしても、 創出することが 年 新温 ã目的 泉町 であ と高 砂市 ŋ 暮らしやすさや地域 61 で指定されてい わ 100 る歴史的景観だけでなく、 また、 景観形成地 る。 の これは、 魅力を下支えする、 区の区分のひとつであるまちなか景観形成地 まちなかにお まちなか 日常的。 の いて水と緑豊か 自然 な景観づくり 0 保全や 良好 な潤 を進 なまち 61 0 ある景観 めようと な 区が、 4 形

作物 屋 画 県内各地における景観計 0 土地利用計画の策定 建設、 田 ある 市 Ш c V はその色彩などの変更がある場合には届出が求められ、 西 市 など一 既 に 移 に述べたように、 行 Ŧi. L 0 た。 団 体 平 :が景観に -成三十 景 行政団体となってい 年時 観 法 点で の 施 は 行に 政令指立 より、 る。 定 県 市 内 この 及 でも Ű 事前 景観 景観 中 核 に定められた基準 計 行 市 画 区域 0 政 ほ 0 内で 主 か、 体 は 自 0 多く ら ・に適合し 建 申 が 物 L や工 出 市 た 町

助

詈

指導を行

, v

さらに景観に大きな影響を与える建物につ

(V

ては個別に

事業者や設計者と協議を行

つ

屋

市で 都

は景観

地

区を設定す

る前

から、 などの

芦 制 に

屋市

都市景観条例に基づい

て、

大規模建

築物 景観

等

0

計

画

に め

対

に な

は 61 場

市

画

一及び条例により意匠

る合に

は変更命令の対象となる。

これ

加えて、

景観 る。

団

体である市町

などが景観

地

区を定めた場

限を定め

県内 行政

...では芦

、屋市と西宮市

が

地

区

を定

Ź

13

きた。

しか

に は

協議内容が生かされないことや、

土

地の

細分化などにより敷地規模が小さく

ح

れにあわせて景観形成のためのガイドラインを作成し公表した。さらに市内を流れる芦屋川

市 0

は全国

の

自治体で初

めて市全域を景観地区に指定して、

建築物や工作物に関する形態意匠

0

制

限

を定めた。

沿

の約

四

詳

結果緑地

が

減

少 中

それ

までの

景観などが失われるようなこともあっ

た。

この

ため、

平

成二十

年に

芦

屋

そ 7



(芦屋市提供)

細 0 基づく土 六ヘクタ + ح か 地 れ 0 厳 らに 利 |地利用等に関する計画が県内各地で策定され、 1 用 L ル 加 P 61 につい えて、 基準を設定 景観 に ては、 県の 関するルール が緑豊か Ļ 平 更なる景観 成二十四年に な地域 を詳細 環境 0 に定めた。 1芦屋: 保全を目指 Ó 形 Ш 成 特別 に関 ح して 景観地区 する条例 れ 景観地区 を推 61 進 に指定し、 する 同 (緑条例) 様 役 に 地

に

域

備地 担 地 つ X 区 た 制 が認定されてい 0 が 度である。 住 民 が この 自分たちで自分たちの るが、 制度に基づく地区整備計 うち一○が十八年以降に認定されたも 地区 0) 画 ル は 1 ル 平 づ くりり 成三十年 を行 Ŏ 嵵 う計 である。 割 画 整

ここでは篠

Ш

市

(現丹波篠

Ш

市

国道一七六号沿道

地

区整備

計

画

に

つ

c J

7

緑条例に基づく地区整備計画の認定一覧(平 表 27 成30年度時点)

詳細

に

みてい

く。

この

計

画

は、

県

が別に策定した「丹波地域広域沿道土地利

用計

画

(平成二十三年)

を実効

成

基準に基

一づい 画

て保全を図るものとされ

てい との

これ

ら計

は

住民参加 13

の下で、

市町

協働 る

より

策定され

た。

丹

波 地

域

馬

地

でこのような計

に 粛 性

森林や緑地に

関する事

項

緑化

関する事項、

景観形

成

に

関する事項などに

つ

c V

て市景観

計

画

0

景

観形

工 の

Ź

「集落エリア」「

「歴史的

な

町 に

 \vec{o}

エリア」

に ح

分け、

それぞれ

に

建築できる建物 七六号の沿道地

0

用

途を定め

るととも

あるものとすることを意図

して作成された。

ō

計

画

|では|

国

道一

域を「森のエリア」「田

が

策定されることにつ

、ては、

自分たちのまちの

土 に

遖

利 崩

や景観に

関

するきめ

細 P 伯

P

か

な

ル 域

1

ル

に

つ

61

自 画

分たちで定めるということを意味す

て、

その

計

画

に法

そ

/5400 (2.17mm)	
整備計画の名称	区域面積 (ヘクタール)
洲本市新都心地区整備計画	約18.2
丹南町野中地区整備計画	約52
氷上町石生駅西周辺地区整備計画	約20
篠山市日置地区整備計画	約61
篠山市乗竹地区整備計画	約40
篠山市黒田地区整備計画	約54
篠山市野間地区整備計画	約47
丹波市国領区整備計画	約135
丹波市多田区整備計画	約108
八鹿町岩崎区整備計画	約175
城下町八木地区整備計画	約337
篠山市味間奧地区整備計画	約152
安志北の台地区整備計画	約11.9
篠山市国道176号沿道地区整備計画	約300
篠山市東岡屋地区整備計画	約53
篠山市城下町北地区整備計画	約17.6
篠山市丹南篠山口インターチェン ジ周辺地区整備計画	約98

(兵庫県ホームページを参照して作成)



図 34 西播磨地域の地域景観イメージ図

また、

平成二十

年

に

は

地

域

景

西播 と 観 7 磨地域で策定 が ス 沪 タ 波地 1 ブ 域 ラ

条例 が活用された。

るも 的 な実効性を与え 0 緑

245

L

7

「光みつ海」、

農業・林業・

漁業における賑わ

l)

の景観づくりの方針として

「楽農」、

自然を活用

自

提示された。

例

えば

西

播磨

地

域

の

計

画

に

お中

瀬

戸

内の

海

の

景観を大切にし、

維持する景観

脱 とい

の

方針

を

図

るため

0)

基本

な計

画

であ

9

その

いで

ては、地域

景観

特徴を表す

「デザインランゲー

ジ

う考

え

された。

これは広

的域

的

な見

地

から景観

に

配慮する必要が

ある地域を対象に、

景観

0

形

成に

関する施

策

の

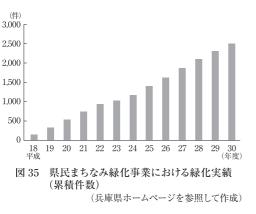
推

進

然と調和

L

ながら成長する景観づくりの方針として「自然に即す成長」などが示された。



に

ついては第四章第四節

参

照

三 県民主体の緑化の推進

者 基 整備 出 県民総参加 あ 緑税を活用した る。 緑化の推進 県民による F 。 の づ き 県民まちなみ緑 とい 県民緑税 近 県民 、う方向)年增. で取り 共 加 的 ح 性に舵が切られた。 通 は する土砂災害 「災害に強 な保全な 0 組 時 の 平 む仕組みとして導入されたものである。 財 化 期、 成十八年四 産 事業に で e J 県 あ 11 に L 森づくり」と「県民まちなみ緑化事業」 る 整備 よる緑化 つ の いて詳しく見る(「災害に強い 月 対策として、 緑 を行うも このことを如実に か ら施行された「県民緑税条例」 0 政策 保全 0 は、 か 防 再生 それ 5 災の を社会全体で支え、 小 示す までの大規模 観 規模 点 施策 か ここでは後 な ら 緑 0 地 緑 県民 で面 地 0 に で 創 0

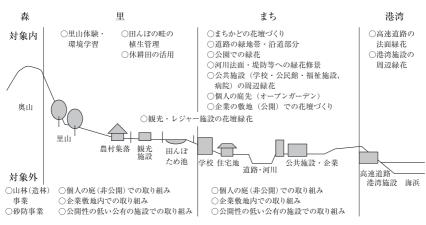


図 36 あわじ総合緑花プランの対象となる場所と緑花活動のイメージ図

年

ま

で 補

ō

間

に

累計

で約二

Ŧi.

Ö

件

0

補 る 設

助

が

実

施

さ

れ か な

約 平 幅 な \$ 初 0

八 成 広 ど 順 0

几

万

車 長 期 ゃ

場

建

築物

0

屋

F.

化

など、

公

的

施

に

とど

こまら

61

61

節

が

助

0

対

象

とな

つ 緑

て

11

ることであ

事

業

開

始

b

つされ

た。 平

的

な点としては

7

ン

シ

 \exists つ

ン

P

商

業施

設

0 次

駐

間

は

成

从十八年 特徴

度 整 化

ら二十二年度

一であ 行

たが

その

後

延

(「あわじ総合緑花プラン | より引用)

必

要となる緑地

備 かか

費等

0

補 0 が

助 屋

を 上

う 化

É

0

で

あ

る

当 木

事

や、

駐

車

場

0 芝生

建

築

物

緑

に

対

L 住

て、

苗

購

費

善

「などを目

に

住 に

民

寸 市

体等

公園 象

学校

宅地

等で行う

緑

0

事

業

は 的

特

都

域

É

対

に

そ

0

防

災

性

0

向

上

P

環

境

改

例 る わ 緑 えば淡路 れ 方で、 た 化 と花 本 都 づ 地 0 域 植 < 市 樹 で 域 n と約 活 は 以 外 動 平 で 0 成十 \$ 方 万 県 向 Ė 갣 民 性 年 を示 か ょ 5 す る 苸 緑 ○年間 方 あ 化 ż わ 0 1 Ü 動 0 1 総合緑花 き 淡 ル は 路 の 継 地 芝生化 続 域 プラ さ に n お が

た

け

基 まちづくりの づ 成 e J て策定され Ł 年 策定さ 環として緑化と花づくりを進 た あ わ C 花 П 廊 計 画 を め 継 るものである。 承 す る計 画 で あ ŋ

が

平

+

15

れ

た

0

計

画

は

あ

わ

C

花

П

廊

構

想

に

された。

b 所 0 プラン

とより、

個 中

人

0)

所 域

有

でも に

公開 点を

され

7 7

11

る庭

や休耕

田 る。

里 ح

観 ょ

光

施

設

Þ

レ

ジ

ヤ

1 0

施

設 地

0

花壇 など

など

b

対

で あ

る

間 徴

領 は

焦

当て

c J

ることで

ぁ

れ Ш

り、

公園

Þ

道

)路

緑

帯

0 ス

公 L

共

施

は

0

特

所

有

形

態

に

か

か

わ

6

ず、

公開

性

0

高

61

す に

な

わ

ち

自に

つきやすく、

ア

ク

セ

やす

61

場

表 28 緑の面積の実績と目標値

(単位:ヘクタール)

 \mathcal{H}

年

以

降

ほ

ぼ

毎

车

崩

催

n

7

61

沿 た。

道

緑花 例

に

平成27年 区分 平成17年 増減 目標値 森林地域 559.000 558,000 $\triangle 1,000$ 農山村地域 40.000 42,000 2,000 (農地面積除く) 都市地域 12,600 14,000 1,400 合計 611,600 614,000 2,400

(「ひょうご花緑創造プラン」 を参照して作成)

化面

の

推進 な緑

れ は

は

本県

に

お

け

る花と緑

に

関

す

取

組

0

方向

性

を示

す総合的

か

的

県

S

ょ さ

う

ご花

緑

創

造

ブ

ラ

Ź

を

苸

成

+

九

年

t

月

に

策

定

L

た

0

包

括

的

なプランであ

Ď,

以

前

の

平成十三年

Ġ る

「さわやかみどり

創造プラン」

成 保

のプラン えば、 つ に 平 61 基 7 成 は づ + 六 11 四 车 て、 以 件 淡 降 路 圳 三十 年 域 0 蕳 ふづくり 植 年 Ŧī. 物 Ċ ま などを紹介するパ で 0 七〇 0 事 間)件程 例 に を島外に 度 小 学 が 生 実施 ン 紹介する淡 対 フ され 象 0 ッ 緑 た。 ト 花学 路 0 そ 作 島景観緑花交流 習 の 成 教 ほ か、 室 各 は 種 緑 普 花 及 活 四 フォ 動 件 支 に 援 1 毎 ょ ラ 活 车 ムが 動 が 観 実施

伴

程

度)、 さ

れ

ŋ

模 保 全 を 以 全を 継 Ĩ 緑 承するもの 見据 化 0 建 に 関 築物及び え す 優れ る新制 であ 建 た景観 つ 築物 度とし た。 ح 0 0 創造と 敷 て、 0 新 地 環 0 緑化 境 保全、 11 プラン 0 保 0 義務 全と創 緑 条例 に づ お け、 造 c V 0 全県 ては、 関 (3) 生 する 適 ①良好 物 用 多 条例 様 (2) な景観 性 都 に 確 ょ 市 保 る 0 0 0 緑 形 定規 推 地

とし

て、

コ

ウ

1

1

IJ

0

野

生

復

帰

に

向

け

た自

然放

鳥

ため

池

!を核とした地

域

進

248

十七年 ル 増加させ、森林地域に また、 0 緑を増加させることを目標とした。 か 確保すべき緑 都市地域 おける緑の減少を一〇〇〇ヘクタールと見積もって、トータルとして二四〇〇ヘクター にお の 面 積に いては一四〇〇へクタール、 40 4 107 34 0 9 ても目標が定められており、 0 0 m さらに、 422 0 - 100都市地域の緑地の割合については平成二十七年度時点で三 100 - 200400 - 422農山村地域においては二○○○ヘクタール D 条例に基づく建築物及びその敷地の緑化実績(件数) 図 37 (兵庫県資料を参照して作成) 目標年度である平成二十七年度にお 方メ または増築しようとするなど、 市 物 年に建築物の緑化を、十八年には建築 造に関する条例」を改正し、 築物及びその敷地の した面的な都市緑化の取組として、 トアイランド現象の ○%とすることを目指した。 敷 街 このうち、 てみる。 化区域内で、 地 の ル 緑化を義務づけた。 以上の建築物を新築、 美しい 県では 建築面積一〇〇〇平)緩和, 環境の創造、 緑化の義務づけ 「環境の保全 などを目的 平成 0 これ 面 i s 定の 改築

りの

取組などを進めることをうたった。

|積を

て、

上

1

建

十四四 と創

は

緑化が推進 条件を満たす行為に当たっ され、 多く の 地 域に て、 お 建築物とその c V ては先に述べ 敷地の緑化を義務づけるものである。 た目標三〇%を実現 えしてい る。 この 条例により 都市 域 Ó

尼崎 つ 条例により県内の c J 市、 の 条例では建築物等の 条例 西宮市などの都市部で多い で義務化 都市 域で一気に屋上緑化と駐車場緑化が進むことになる。 した兵庫 い緑化計で 県の 画 等の 取 ものの、 組 届出 は 郊外に位置する市町でも一 東京都とともに全国的にみてもか が義務づけられて 61 る。 市 定の 町 莂 にその 都市緑化、 実績があることがわか なり早 件数をみると、 11 段階 とり b か け 5 進 屋 神戸 る。 め 上 6 緑 この 市や れ 化 た

四 成熟社会における公園の再整備

\$

の

であり、

この

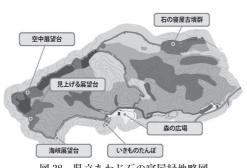
時

期

に定着した。

に と緑化推進 あっても、 時代の特徴を踏まえたいくつかの公園が開設されてい 袁 の 「を再整備、 時 期 厳 機能 L 13 行 転換する方向 財 政 0 状況を受けて、 に舵を切った。 県は この点に 新 L 13 る。 公園 つ () を整備するとい て は後述するが、 、うよ その ŋ は よう 既 存 の 公

京 現されており、 波 後平成二十二年に七○・九へクター の 平 内には芝生広場や遊具が整備されるとともに棚田が保存され、 森構想 成十九年に の中 は 丹 波地 核拠点となるものであり、「みんなでつくり、 丹波並木道中央公園が広域公園として開園した。 域の農山村のくらしを体験することができる。 ル が全面開 園した。 この公園は、 育てる公園」 さらに茅葺民家や地域の伝統的な灰屋も再 、丹波地 四 また、 九 域 Ŧī. 公園内に製材 0 ^ をテー 地域づくり ク クター ・マに計 ル を先行 所を設け、 の 画 基 開 本的 整備され 遠 方針 亰 その 内 た。 丹 0



県立あわじ石の寝屋緑地略図 図 38 (県立あわじ石の寝屋緑地ホームページより引用)



写真 94 県立丹波並木道中央公園の 灰屋

ス

ギ

ヒ

キ人工林の

蕳

党材から遊具やベンチを製作したり、

るなど丹

波

地

域

0

な

ŋ

わ

11

を生か

した公園づくりを進

めて

(V

る 木工

教室を開

た。 る 崎 緑 地 この ス ポ 世紀 0 が 時 1 緑 期 ツ 才 地 健 1 の森構想」のリー に は二つ は 康 ブ 増 ンした。 b 進 Ō ともと製鉄会社 施設 都 市 緑地 尼崎 0 デ 尼崎 ゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚ ス \$ ポポ 開 ン グ 遠 0 1 0 森中 プ した。 工 ツ 場 の 口 森 央緑地」 が ジ まず平 あ エ クト つ 0 完成に た埋 -であ 成十 は 立 + 八年 地 あ り、 깯 で 年 わ あり、 せて その に に 策定され Ē. 中 尼崎 核 月 ここに 施設 に 0 森 開 た であ 中 京 尼 央

万本 ポ 画 1 で ある。 ツ 0 苗 . の 森 木を植えて、 は 開 兵庫 時 原初 0 面 生 積は六・ 0 P 物多様性 F Ι 事業 六へ 0 クタ ある森を一 (Private Finance Initiative ĺ ル であり、 〇〇年 かけ 併設されてい てつくる壮大な計 民間資金等活 、る尼 崎 ス

袁 重 明 は 路 業) 開 種 石 さらに、 が 海 阑 とし 棲 峡 展 時 望台、 大橋 息する自然環境 0 て民間 平 面 成 周辺 積 石 は三七・ 一十七年には 0 0 0 寝 緑 ウ と景観 屋 ハ 古墳 0 五. ウを活用 保全を ^ 群 0 クター 保全、 などが あ 目的 わじ石 L ル て運 あり、 絶滅危 であ の寝屋 用 た都 Ď, され 愼 自然環境 緑 市 0 淡路 緑地 猛っ 地

禽 島

が

開

亰

した。

この

類サ

シ

をは

貴

北

側

0

丘地

に位置

0 で

保 あ

護

に

加 袁

え 内

歴 周

史

に

は め

П

学習

0

場としての機能も有してい

ま た、

都 市

公園

では

な 61

\$

0 0

文化、

ス

ポ

]

ッ、

レ

ク

エ

1

シ

ン

٥

場づくりとして県が

13

る C

Š

Ř

施 IJ

心設整備

業

0 0 ため

環とし

て、

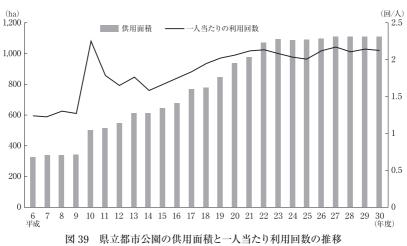
平

成十

八年

に

粟



(「兵庫県立都市公園の整備 ・管理運営基本計画」を参照して作成)

県

に

お

c J

7

「ふるさとの森公園」

として位置づけられてお

で

あ

り、

自然環境の学習拠点としての機能も有してい

る。

また、

公園 に自

然との

ふれ

あ

13

の

場を提供することを意図してつくられた

谷の森公園

がそれぞれ開園した。

これらはいず

'n

も県民

に て

お

13

7

「兵庫

県立

玉

見 事 \exists

の

森

が

さらに二十年

に

は

宝 宍 推

塚

兀

県民の けられている。 n 頭 なか に 兵庫県全体の 7 61 ・やちよの森公園 参画と協働に る。 地 元 県内 の 住 こでは他に 都 民と都 市 により、 公園 に 市 面 「やしろの森公園」「ささやまの森公園 の ゆ 住民の交流の場となることが想定さ 森林の保全と創造を進めることを念 積 は めさきの森公園」 玉 営 公 園 Þ 市 がこれに位置 町 立 公 康 b 含

め

積 三・三平方メー ŋ ると約七一 0 0))増加 都 市 に伴 公園 0 って県民の一人当たり 面 頭積に トルと全国平均を上回っ ク タ ついては平成三十 1 ル あ り 都 Ó 市 利 計 年時 てい 用 画 П X 点で る。 域 数についても年 内 また、 一人当た 人口 供 一当た ŋ 用

々

面

進

0

である。

増 連 在 政 加 Ĺ 策 てい 0 傾向 は 時 るとい にある。 代とともに、 う課題も残されてい 県立の その 都市 数 を増 公園に限 るが、 やし、 ってみると、 また姿を変えてゆきながら県民 総じてみると昭和 都市公園という性質上、 节 期 の 緑 0 の П 廊 レ クリエ 計 兵庫県南部 画 1 から シ 始まる県 \exists 0 阪 ン 海間 Þ 緑 地 0 0 保 公 域 全な 粛 に 偏 関

どに

定の

役割を果たしてきたとい

・える。

は 地 お 小 規模 引き続き 元での の公園の再整備 成熟社会の中で 4 ても な県立公園 利 用 地 般開: 施設とします。 域 性 ح が大きく変化した。 放します」とされており、 0 0 の時 高 廃止である。 11 期 小 は、 規模な県立都市公園 西武庫公園は尼崎 (J 平 わゆる成熟社会を迎え、 成 それが顕著に表れた例が県立公園の 二十四四 県から地元等へ移譲する動きが 年二月 市に、 については、 に に開催の 北播磨余暇村公園は多可町に移譲します。 地域 第三一 二十三年度末に県立都市公園とし 気の中に 二回 おける公園の役割やその管理 |兵庫県議会定例会の 再整備である。 顕著であ つ た まず地 知 事提 ては廃り 域 案説 陵台緑地 性 の 在 の 止 高 り方 明

管理運 進 ます多様化する公園 ラン」の取 クマネジメントプラン) される中 の 営の ような状況 基本方針」 組 公園 の一翼を担うとともに、「兵庫県グリー 施設 の中、 の を策定した。 を一元化したものである。 役割に対する期待に対応しつつ、 の老朽化 平成二十八年に県は、 の このプランは、 対応、 また各種災害対策、 兵 これ 庫県立都 兵 は ン 庫 フェ 県の 県立都市公園をとりまく社会状況の変化を受けたも 県の花と緑の総合計 市公園 ニッ 厳 生 L ク 物多様性 61 |の整備 え計 財 政 状況 画 0 管理 保全、 画で を踏まえて行 と「兵庫県立 運営基本計 ある 地 球 「ひょうご花緑創造プ 温 都市 暖 財 画 化 政 構造 対策などます 公園 ひょうごパ 改革 0 整備 が 推

あり、 特に すことがうたわれた。 基 「本的な取組姿勢は、「「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」に取り組む」であり、 量 また、「量」への対応としても、既存の設備、 から 質」 特に、「量」から「質」 の転換と、 県民の参画と協働など多様な連携のための工夫、 へ の 転換はそれまでの県の公園行政の方向性を変えるもので 資源を最大限に活用することが念頭に置かれた。 公園の持つ多様性を生か

続 七 を検討することに に 域づくりに資する公園」であろう。 「つがこのテーマに対応していることからもわかるように、このプランの大きな柱が既存の公園の管理· 果たした役割を強く認識し、その機能を保持、強化することが意図されている。 可能なパークマネジメントの推進」がテーマとして示されていることである。全一八ある施策方針 この計画では、 らある。 五つの大テーマと一八の施策方針が示されたが、この中で特徴的なものが「安全安心な地 これは先の阪神 ・淡路大震災の経験を受けて、 もう一つ特徴的な点は 公園が防災、 減災、 の うち 復興 方策 持

大きな課題として捉えられていることがうかがわれる。 ら ベ 特に 一定の年数を経た公園について、予算や人手に鑑みながら効率的かつ効果的な整備を実施していくことが ーシ 施策方針の中では、 3 ンが 進 められて 老朽化対策の計画 ιJ る。 |的な推進並びにリノベ これらの計画に基づいて、 ーショ ンの推進が示されており、 公園のリニューアル、 開 袁 IJ か

う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」) に 都市公園法が改正され、 また、 この 诗 期 は全国的 公園の使用の自由度が向上した。 にも公園 [のありさまが大きく変化した。 特に、 P a 景観緑三法 r の改正にあわせて、 k Р F (「景観法」 「景観法の施行に伴 Ì 制度が創設されたこと 平成二十九

兵

庫県は、

阪神

淡路大震災という未曾有



公園内に開設した保育所 (西宮

事業者を公募により選定するものであり、

事業者は収益を公園整備

に

還 に

は大きな変化である。

これは都市公園内において、

飲食店や売店などの

元することを条件に様々な特例措置を受けることが可

、公園の中でカフェやコンビニエンスストア、

され より

る事例が全国的に増え、

県内でも平成三十年に国営明石海峡公園

レ

ストランなどが営業

能となる。

ح

れ

本制度にのっとり、

公募を行ってい

ま

た

同法の改正により、

保育所等の社会福祉施設とし

して公園

部

写真 95 市提供)

公園内に、 延床面積約六○○平方メートルの二階建ての保育所が開設された。

を使用できるようにもなった。

兵庫県でも、

平成

三十年に

西宮市

0 0

久保

第 一四節 社会基盤 の強靱化

持管理手法の見直. 甚化してきた。 世紀になると、 一方で、 しが社会全体の大きな課題となった。 全国規模で豪雨や地震による自然災害の発生が 高度成 長期 に建設された社会基盤諸施設が が 斉に 加 速化 ·耐用· 年数を超え、 被害形態が 多様化 ح れら 施設 並 び に 0 維 激

の地震災害を経験した後にも平成二十一(二○○九)年台風第 255